

財団法人防衛弘済会が行なう遺族援護事業の協力について（通達）

昭和 45 年 12 月 11 日
陸幕厚第 154 号

改正 平成元年 2 月 10 日陸幕法第 25 号 平成 7 年 3 月 22 日陸幕厚第 16 号
平成 18 年 7 月 26 日陸幕法第 127 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長代理の命により
総務課長

（例規 33）

財団法人防衛弘済会が行なう遺族援護事業の協力について（通達）
標記について、下記により実施されたい。

記

1 目的

財団法人防衛弘済会の行なう遺族援護事業に協力し、これが円滑なる運営を支援する。

2 協力内容

（1） 陸上幕僚監部

- ア 防衛弘済会との連絡調整
- イ 諸給付金等の状況の把握
- ウ 防衛弘済会に対する保育資金給付申請書及び見舞品該当届（以下「申請書」という。）の送付

（2） 方面総監部

- ア 方面区内における給付状況の把握
- イ 地方協力本部からの申請書の陸上幕僚監部への送付

（3） 地方協力本部

- ア 遺族に対する申請書用紙等の配布
- イ 遺族からの申請書の受付事務（別紙）
- ウ 申請書の方面総監部への送付
- エ 防衛弘済会の委任に基づく諸給付金等の遺族への贈呈

（4） 最寄り部隊等

遺族の居住地等の関係から、給付金申請書等の受付を最寄りの部隊等において実施した場合は、速やかに当該申請書等を遺族居住地の地方協力本部に送付するものとする。

